

災害時等の相互協力に関する協定書

東温市

松山市農業協同組合

災害時等の相互協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、松山市農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時等の相互協力に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、甲の区域内で地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）において甲及び乙が相互に協力するとともに、平常時から防災意識向上のために連携・協力することによって、災害対応の円滑化を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲は、災害時において、市民の安全・安心の確保及び復興支援のため必要と認めたときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができるものとし、乙は当該要請のあった事項について可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 所有する施設及び用地を緊急的な避難場所又は緊急支援物資の集積場として提供する。
- (2) 所有する車両、通信機器、店舗備蓄物資、その他の資機材を提供すること。
- 2 前項の場合において、乙から要請があったときは、甲は、指定避難所の情報を乙に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要な情報を交換するとともに、防災訓練、防災意識の啓発活動等の実施に関し連携・協力するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定により受領した情報については、本協定を実施する目的以外に使用しないものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に当たり疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、これを決定する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から相手方に対して本協定の解除又は変更の申し

出がないときは、有効期間満了日の翌月から更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年12月25日

甲 東温市見奈良530番地1

東温市
市長

加藤 章

乙 松山市三番町八丁目325番地1

松山市農業協同組合
代表理事組合長

阿部 和孝